

指定有害動植物の見直しについて

1 経緯

農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条に基づき、都道府県の協力により指定有害動植物の発生予察事業を実施し、発生予測及び防除対策に関する情報（発生予察情報）を関係機関及び農業者に提供している。産地では、国及び都道府県が発表する発生予察情報を参考に、自らのほ場での病害虫の発生状況などを確認し、適期防除に努めている。

一方、近年では、地球温暖化や栽培体系、防除体系の変化などの影響、薬剤抵抗性病害虫やウイルスを媒介する害虫の発生などにより、病害虫の発生様相にも変化が生じていることから、引き続き産地において適期防除を実施するため、この変化に対応する必要性が生じている。

また、平成27年6月に実施された行政事業レビュー公開プロセスでは、外部有識者から、指定有害動植物の見直しを検討する期間を短縮すべきとの指摘を受けたところである。

このような状況を踏まえ、今般、国内産地で発生している病害虫のリスク評価を実施し、その結果に基づき、平成12年4月以降約16年振りに指定有害動植物の見直しを行うこととした。

2 指定有害動植物の考え方

植物防疫法において、発生予察事業の対象となる「指定有害動植物」については、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と定義されている。この定義に基づき、以下の指標を用いてリスク評価を実施した。

(1) 国内における分布が局地的でないもの

- ① 発生状況の報告がある都道府県数
- ② 全国の発生面積率・被害面積率

(2) 急激にまん延するもの

- ① 増殖度（気象条件等による増殖速度）
- ② 拡散性（【害虫】長距離移動性、【病気】孢子、風雨、種子等による伝搬性）

(3) 農作物に重大な損害を与える傾向があるもの

- ① 加害度（減収又は品質の低下を及ぼす程度）
- ② 防除の困難性
- ③ 農業者及び関係機関からの発生予察情報の注目度
- ④ 国の施策上重要な農作物への被害の有無

野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、お茶の振興に関する法律、花きの振興に関する法律、食料・農業・農村基本計画

3 リスク評価の実施

(1) リスク評価手順

① 都道府県による評価

国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、今後、指定有害動植物とすべき病害虫について、各都道府県は、作物と病害虫の組み合わせで100種類選定し、6つの評価項目（①発生頻度、②発生量、③発生地域、④経済的被害、⑤防除回数、⑥予察の重要度）に重要度による評価点（1～5点）を付して植物防疫課に報告することとした。

② 植物防疫課による評価

ア 1次選抜（指定有害動植物の候補の選定）

植物防疫課は、都道府県の報告を取りまとめ、

- ・ 評価点の合計が、300点以上（別紙1）
- ・ 各作物の上位3種類
- ・ 国としての重要性が高い病害虫（オオタバコガ、ばか苗病、キウイフルーツかいよう病、現行の指定有害動植物等）

を指定有害動植物の候補として選抜した。

イ 2次選抜（リスク評価の実施）

アの候補について、2の指定有害動植物の考え方にに基づき、リスク評価の方法（別紙2）に従ってリスク評価を実施し、指定有害動植物とすべき病害虫を選定した（別紙3）。

(2) リスク評価の結果

リスク評価の結果、指定有害動植物の見直し（案）として、病害虫108種類※を選定した（現行：85種類、追加39種類、削除16種類）（別紙4）。

【主要な見直しの例】

（追加）イネ縞葉枯病、イネばか苗病、オオタバコガ、トマトのコナジラミ類、ネギのアザミウマ類、キウイフルーツかいよう病、さとうきびのメイチュウ類、テンサイ西部萎黄病 等

（削除）さといも、にんじんのアブラムシ類、すもものシンクイムシ類、かんきつのハマキムシ類 等

※ 本検討会での検討を踏まえ、後日、追加でリスク評価を実施した結果、「リンゴ黒星病、イネ稲こうじ病、イネもみ枯細菌病」についても指定有害動植物とし、最終的に111種類を選定した。

4 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント

(2) 省令改正（H28年3月末まで）